

令和5年11月24日付け県公報第470号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年4月5日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
清水町
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間
変更前 令和5年11月6日から令和6年2月29日まで
変更後 令和5年11月6日から令和6年3月4日まで
- 4 作業地域
駿東郡清水町の場外地内

=====

令和5年11月10日付け県公報第466号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年4月5日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
静岡県
- 2 作業の種類
公共測量（数値撮影 デジタル（地図情報レベル10000））
- 3 作業期間
変更前 令和5年11月1日から令和6年2月14日まで
変更後 令和5年11月1日から令和6年1月26日まで
- 4 作業地域
静岡県海岸域